

税務署で行う確定申告

◆市内の申告会場で受け付けできない確定申告

下記に該当する方は、札幌北税務署で確定申告をしてください。

- ①営業や請負などの事業収入がある方
- ②不動産収入がある方
- ③報酬がある方
- ④土地・株などの譲渡所得がある方
- ⑤初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- ⑥雑損控除を受ける方

日 2/16(木)～3/15(水)9時～16時
※土・日・祝日除く。2/19・26は日曜も受け付け
所 札幌北税務署(札幌市北区北31西7・3・1)
☎011・707・5111

混雑回避のため、事前に入場整理券(会場で当日配布または国税庁LINE公式アカウントで発行)をお取りください。配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもありますので、ご了承ください。

申告書を自分で作成する場合 (電子申告を行わない場合)

各種用紙を市役所1階ロビーに用意していますので、ご利用ください。

インターネット環境のある方は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で、簡単に申告書を作成できます。

印刷し、必要書類を添付して下記へ郵送してください。

郵送先 札幌北税務署
〒001-0031 札幌市北区北31西7・3・1

※市役所1階15番窓口で税務署へ引き継ぐための箱を用意しますが、お急ぎの方は税務署へ郵送か持参してください



▲国税庁HP

マイナンバーカードとスマートフォンで e-Taxがますます便利に!

これまで、パソコンでマイナンバーカードを読み取る際は、ICカードリーダライタが必要でしたが、マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンをICカードリーダライタの代替として利用できます。

パソコンの画面に表示された二次元バーコードをスマートフォンアプリ(マイナポータルアプリ)で読み取ると、e-Taxを利用した申告ができます。ぜひご利用ください。



▲二次元バーコード認証

利用者識別番号を事前に取得しませんか?

事前に取得しておく、確定申告にかかる時間を短縮することができます。市の申告会場で確定申告を予定していて、本番号を取得していない方は取得がおすすめです。右記の日時にお越しください。

なお、本番号を市役所の申告会場や税務署で取得済みで、「利用者識別番号の届出完了通知書」をお持ちの方や「確定申告のお知らせ(はがき・封筒)」に本番号の記載がある方は取得不要です。

※事前取得は申告をする本人が来庁のこと。確定申告や市民税申告などの相談はできません

※市の申告会場など、市で利用者識別番号を取得した方がe-Taxを利用して確定申告するためには、別途税務署での手続きが必要です

日 16(月)～20(金)10時～15時

所 市役所1階ロビー(花川北6・1)

写真付き身分証明書(運転免許証やマイナンバーカード)1点または健康保険証・介護保険証・年金手帳などの公的機関が発行した書類2点

税務課 ☎72・3119

問合せ

◆申告や住民税の課税

税務課市民税担当 ☎72・3119

◆国民健康保険税

国民健康保険課賦課・資格担当 ☎72・3123

◆後期高齢者医療保険料

国民健康保険課障がい者・高齢者医療担当 ☎72・3125

◆障害者控除対象者認定書・介護保険料

高齢者支援課 ☎72・6121

◆障害者手帳など

障がい福祉課 ☎72・3194

◆マイナンバーカードの交付

市民課 ☎72・3165

◆国民年金保険料の控除証明書・公的年金などの源泉徴収票など

日本年金機構 札幌北年金事務所 ☎011・717・4133
所 札幌市北区北24西6

◆確定申告全般・所得税の還付

札幌北税務署 ☎011・707・5111
所 札幌市北区北31西7

◆給与所得の源泉徴収票の交付・再発行

お勤めしている(していた)事業所



この日、36人が民生委員・児童委員を退任されました。長い間、ご尽力いただきありがとうございました。

地域に根差して活動しています!!

石狩市の民生委員・児童委員

☎福祉総務課 ☎72・3152 / 石狩市民生委員児童委員連合協議会事務局 ☎72・8341



本協議会会長に選出された築田(やなだ)敏彦さん



このバッジが
民生委員・
児童委員の証

お住まいの地区の
民生委員・児童委員は次ページ

民生委員・児童委員とは
厚生労働大臣から委嘱されたボランティアで、皆さんが地域で安心して暮らせるようお手伝いする地域福祉の推進役・相談役です。
皆さんの身近なところで、住民の立場で相談を受けるほか、住民と関係行政機関を結ぶパイプ役として、地域福祉の向上に努めています。
任期は3年。町内会、自治会から推薦され、市や北海道の審議会を経て厚生労働大臣から委嘱されます。
現在、市には119人の民生委員・児童委員(うち主任児童委員は12人)がいて、それぞれ自宅付近の担当地域で活動しています。主任児童委員は担当地域を持たずに、児童相談所や学校などと連携しながら、児童虐待や不登校などの問題に取り組んでいます。

地域に根差した活動
民生委員・児童委員は、市内を6地区(石狩・花川北・花川南第一・花川南第二・厚田・浜益)に分けて協議会を組織しています。
担当地域で、乳幼児から高齢者までの皆さんが安心して暮らせるよう、悩み事や心配事などの相談に幅広く応じるほか、福祉の制度やサービスを必要とすきに利用できるよう、行政機関と協働して各種福祉関係の調査や情報提供を行っています。
安心してご相談ください
民生委員・児童委員には守秘義務があります。相談内容など個人の秘密を守り、人格を尊重することが民生委員法に明記されています。相談内容が外部に漏れる心配はありませんので、安心してご相談ください。